# 国民経済計算の 2015 年(平成 27 年) 基準改定について

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部

#### 1. はじめに<sup>1</sup>

国民経済計算(以下、SNAという。)は、一国の経済について生産・分配・支出という経常取引から、資産・負債の取引、ストック残高に至るまで、包括的、整合的、統合的に記録する統計であり、国際連合で加盟国合意の下で採択された基準に基づき、各国政府(ないし政府関係機関)において作成されている統計である。

我が国の国民経済計算(以下、JSNAという。)は、約5年に1度作成される「産業連関表」(総務省等)や「国勢統計」(総務省)、「住宅・土地統計」(総務省)といった大規模かつ詳細な基礎統計を取り込み、過去の計数を再推計する「基準改定」と呼ばれる作業を約5年おきに行っている<sup>2</sup>。本年度(2020年度)に予定される次回の基準改定では、「平成27年(2015年)産業連関表」「平成27年(2015年)国勢統計」「平成30年(2018年)住宅・土地統計」といった構造統計の取り込みを行うことに加え、前回基準改定時に対応していない国際基準(2008SNA)への対応や経済活動の適切な把握に向けた推計方法の改善などに対応する予定としている。本稿は、統計利用者の利便性に資するため、こうした次回基準改定で対応する変更事項について解説することを目的とする。

本稿では、第2節で次回基準改定において対応予定の主な変更事項について概略を述べ、第3節では基準改定による基準年(2015年)における名目 GDP 水準やその内訳項目への定量的な影響(現時点の暫定値)についてみる。第4節はまとめとする。

# 2.2015年(平成27年)基準改定で対応予定の主な内容

本節では、次回 2015年(平成 27年)基準改定で対応 する主な事項について、その対応方針の概要を示す。

## (1)「平成27年(2015年)産業連関表」の反映

上述の通り、基準改定では各種構造統計の取込みを行うが、特に重要なもとして、「平成28年経済センサス-活動調査」(総務省、経済産業省)を活用した最新の「平成27年(2015年)産業連関表」の反映がある。「産業連関表」は、対象年(=基準改定における基準年)の財貨・サービス別の産出、投入構造を示すものである。JSNAの基準改定では、「産業連関表」の情報からコモディティ・フロー法における財貨・サービス別産出額や各需要項目への配分比率等のベンチマーク推計を行った上で、延長推計を行っている。そのため、これまで旧「産業連関表」に基づく基準年をベンチマークとして各種年次統計等で延長推計していた値が、最新の「産業連関表」に基づく情報に置き換わるため、GDPの水準に影響を与える。

また、最新の「平成27年(2015年)産業連関表」では、「改装・改修(リフォーム・リニューアル工事)」の額を新たに把握し、記録方法を中間消費から総固定資本形成へ変更する等の概念変更も行われており、JSNAでも「産業連関表」と同様の概念変更を行う。

以下では、「平成27年(2015年)産業連関表」における主な変更に対するJSNAの対応方針を解説する。

# ①改装・改修(リフォーム・リニューアル工事)の総固 定資本形成への計上

機能・耐用年数向上を伴う「改装・改修(リフォーム・

<sup>1</sup> 本稿は、現時点で次回基準改定において対応を予定している内容について記載したものであり、基準改定後の計数公表まで変更があり得ることに留意が必要。また、2020年11月18日に公表した「国民経済計算の2015年(平成27年)基準改定に向けて」の内容を解説しつつ、補足的な情報も加えたものであり、同資料もあわせて参照いただきたい。

<sup>2</sup> 前回の基準改定は、2016 年度に実施し、「平成23年(2011年)産業連関表」を取り込んだ「2011年(平成23年)基準改定」。基準改定により、名目値=実質値となる(つまりデフレーター=100)となる年次(参照年)も更新され、現在の2011年から2015年となる。

リニューアル工事)」(以下、RR 工事という。) については、2008SNA の定義 $^3$  からも、本来、総固定資本形成として扱われるべきものである。

我が国においてもRR工事については一定の市場が存在しており、「産業連関表」及びJSNAにおいても適切に実態を反映すべきとのニーズは存在していたものの、RR工事にあたる金額が基礎統計から把握できなかったことから、これまでの「産業連関表」及び現行基準JSNAでは、

- ・機能・耐用年数向上を伴う RR 工事
- ・機能・耐用年数向上を伴わない「維持・修理」 の区別を行わず、その合計額(建設補修工事額)を GDPに含まれない中間消費として扱ってきた。

こうした点の改善に向け、「統計改革の基本方針」(2016年12月経済財政諮問会議決定)及び「公的統計の整備に関する基本的な計画」(2018年3月閣議決定)において、

JSNA の精度向上に向けた取組の1つとして、「建築物リフォーム・リニューアル調査」(以下、RR 調査という。) (国土交通省)を改善するとともに、その結果から、建設補修工事額に占める RR 工事の比率を把握して、「平成27年(2015年)産業連関表」において RR 工事を総固定資本形成として計上した上で、JSNA に反映するといった方針が定められた。

「平成27年(2015年)産業連関表」の作成過程では、 国土交通省を中心に検討が進められ、RR調査の結果を 踏まえ、建設補修工事額に占めるRR工事の比率が概ね 8割程度として、建設補修工事額の分割が行われ、RR 工事分については総固定資本形成に計上するよう変更が 行われた。

この産業連関表における変更と同様に、JSNA の次回 基準改定では、RR 調査の結果を用いて、建設補修(う ち建築<sup>4</sup>)の産出額(2015年:9.5兆円)を、

2011年産業連関表

「建築物リフォーム・リニューアル調査」(国土交通省)の結果を用いて分割

建設補修の産出額は、「維持・修理」と「改装・改修(リフォーム・リニューアル工事)」の区別なく全て中間消費扱い

図表1 産業連関表における「改装・改修(リフォーム・リニューアル工事)」の反映イメージ

図表2 「改装・改修(リフォーム・リニューアルエ事)」の記録方法の変更

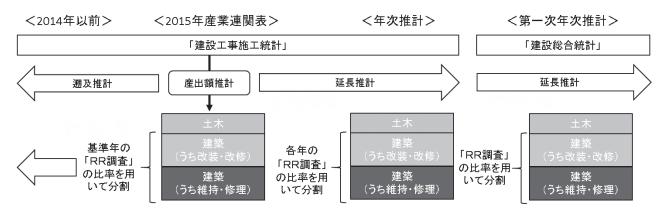
		2011 年基準	2015 年基準
建設補修 (建築) (9.5 兆円)	改装・改修 (リフォーム ・リニューアル) (7.5 兆円)	建設補修全体で区別なく産 出額を記録 需要先は全て中間消費	機能向上・耐用年数向上を 伴うものを、総固定資本形 成として記録
	維持・修理 (2.0 兆円)		引き続き、中間消費として 記録

<sup>3 2008</sup>SNA(抜粋)

<sup>10.43</sup> Gross fixed capital formation may take the form of improvements to existing fixed assets, such as buildings or computer software, that increase their productive capacity, extend their service lives, or both. (略)

<sup>(</sup>総固定資本形成は、既存の固定資産(建物、コンピューター・ソフトウェア等)の改善という形態をとる場合がある。こうした改善は、 既存の固定資産の生産能力増加や耐用年数延長、若しくはその両方を実現するものである。)

<sup>4</sup> 建設補修工事額は、建築工事に係るものと、土木工事に係るものが存在。ただし、「産業連関表」においても、土木工事に関する大規模改修工事費は建設業(土木)の産出額に含まれ、建設補修(うち土木)は全額中間消費として扱うと整理されており、JSNAにおいても同様の扱いとしている。



図表3 「改装・改修(リフォーム・リニューアルエ事)」の遡及・延長推計イメージ

① RR 工事 (2015年: 7.5 兆円)

② 維持・修理(2015年:2.0兆円)

に分割し、①の RR 工事分を総固定資本形成に計上するよう変更を行う。

なお、基準年(2015 年)以前の遡及推計にあたっては、「平成 17-23-27 年接続産業連関表」においても、基礎資料の制約から 2015 年の RR 工事比率を用いて遡及推計が行われている  $^5$ 。 JSNA においても、こうした対応と整合する形で、2015 年の RR 工事比率を用いて遡及推計を行うこととした。

また、2015年以降の延長推計にあたっては、建設補修全体額について「建設工事施工統計」「建設総合統計」を用いて延長推計を行った上で、近年の動向を適切に反映するため各年のRR調査の結果を用いて推計を行うが、速報推計期間については、第一次年次推計と同じ比率を

用いて延長推計を行うこととする。

# ②分譲住宅の販売マージン及び非住宅不動産の売買仲介 手数料の総固定資本形成への計上

「平成27年(2015年)産業連関表」では、不動産分野の推計精度向上に向けた取組として、これまで推計の対象外であった、

- ・ 分譲住宅の販売マージン (2.0 兆円)
- ・ 非住宅不動産の売買仲介手数料 (0.1 兆円)

を新たに推計し、所有権移転費用 <sup>6</sup> として総固定資本形成に計上する変更が行われた <sup>7</sup>。JSNA の次回基準改定においても、同様に、これらを所有権移転費用として、新たに「分譲住宅の販売マージン」を民間住宅に、「非住宅不動産の売買仲介手数料」を民間企業設備に計上する予定としている。

図表 4	JSNA	におけ	る不動	助産関・	係の	記録
------	------	-----	-----	------	----	----

	不動産売買仲介手数料	不動産販売マージン		
住 宅	<住宅売買仲介手数料> 2011 年基準で総固定資本形成 (民間住宅)として記録 ※ 2005 年以前の基準では中間消費扱い	<分譲住宅の販売マージン> 2015 年基準で新たに総固定資本形成 (民間住宅) として記録		
非住宅	<非住宅不動産の売買仲介手数料> 2015 年基準で新たに総固定資本形成 (民間企業設備) として記録	_		

<sup>5 2020</sup>年2月3日統計委員会国民経済計算体系的整備部会資料1「建設補修の平成17-23-27年接続産業連関表における産出額について」 (国土交通省) 参照。

<sup>6 2008</sup> SNAでは、資産の取得・処分に係る所有権移転費用は、その発生時に(取得または処分時)に総固定資本形成として記録するとされている。所有権移転費用の例としては、資産の取得・処分時に発生する法律家、建築家、測量士、エンジニア等に支払う手数料、不動産業者等に支払う手数料が挙げられている。JSNAでは、所有権移転費用については、商業・運賃マージンのほか、2011 年基準より、住宅の不動産売買仲介手数料について、総固定資本形成(民間住宅投資)に含めている。

<sup>7</sup> こうした不動産分野の推計精度向上に向けた議論は、統計委員会国民経済計算体系的整備部会 SUT タスクフォース会合等において議論が行われた。

「分譲住宅の販売マージン」の遡及・延長推計については、「平成27年(2015年)産業連関表」同様に、「住宅分譲に係る総事業費(=分譲戸数×分譲価格)×販売マージン比率<sup>8</sup>」で遡及・延長推計を行う。そのため、JSNAの民間住宅についても住宅市場の動向がより適切に反映されるようになる見込みである。

#### ③建設業産出額推計のベンチマークの変更

上述のとおり、JSNA の基準改定では、最新の「産業連関表」の情報からコモディティ・フロー法における財貨・サービス別産出額や各需要項目への配分比率等のベンチマーク推計を行うことにより改定が生じる。ここでは、次回基準改定で、この影響が特に大きい建設業の産出額の改定について解説したい。

建設業(建設補修分除く)の産出額推計については、「産業連関表」における産出額をベンチマークとして、年次推計において「建設総合統計」(国土交通省)の民間・公共合計の伸び率を用いて延長推計を行っている<sup>9</sup>。換言すると、現行基準 JSNA では「平成 23 年(2011 年)産業連関表」をベンチマークとして「建設総合統計」の伸び率で各年の延長推計を行っていたが、この延長推計で求める 2015 年の産出額と「平成 27 年(2015 年)産業連関表」における建設業の産出額に乖離が生じたため改定が生じることとなる。

これは、「産業連関表」の産出額が決算情報等に基づき国土交通省が公表している「建設投資額」から推計される一方、「建設総合統計」は「建設工事受注動態調査」の受注者側情報をベースに推計されるため、こうした乖離が生じたと考えられる<sup>10</sup>。

JSNA の次回基準改定では、基準年 (2015 年) について「平成 27 年 (2015 年) 産業連関表」の結果を反映した上で、決算情報に基づく「建設投資額」<sup>11</sup> (国土交通省)が推計に利用可能な期間 (2011 年~ 2014 年、2016 年、2017 年 <sup>12</sup>) については、産業連関表と整合性が高まるよう、それを用いて推計を行う。本年末に公表する 2019年度第一次及び 2018 年度第二次年次推計については、「建設投資見通し」の情報が得られないことや「建設総合統計」の精度向上に向けた検討を踏まえ、これまで同

様、「建設総合統計」を用いて延長推計を行う。

### (2) 各種基礎統計の反映

基準改定では、産業連関表以外に各種構造統計の反映を行う。代表的なものとして、雇用者数や雇用者報酬の推計に用いる「国勢統計」について、調査結果が利用可能な平成27年(2015年)調査結果を取込む。

家計最終消費支出のうち住宅賃貸料 (含む帰属家賃) の推計に用いる「住宅・土地統計」については、最新の 平成30年 (2018年) 調査の情報を取込む。

この他、雇用者報酬推計の基礎資料となる「毎月勤労統計」(厚生労働省)において2019年6月以降、東京都500人以上規模事業所の全数調査が再度行われていることから、最新の賃金データの水準に合わせて、2004年以降を遡及再推計する予定である。また、適切な統計的処理が行われておらずデータ空白期間となっていた2004~2011年について、本年8月に「時系列比較のための推計値」が公表されたこと受けて、これを踏まえた遡及推計を行う。

#### (3) 国際基準 (2008SNA) への対応

最新の国際基準である 2008SNA への対応については、前回の 2011 年(平成 23 年)基準改定において、R & D の資本化等の主要な項目について対応を行ったが、一部項目については基礎資料の制約等から対応を見送った。この対応を見送った項目のうち、「娯楽作品原本の総固定資本形成としての記録」「リース区分に応じた資産の記録」については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(2018 年 3 月閣議決定)において、次回基準改定で対応するよう検討が求められ、統計委員会国民経済計算体系的整備部会における議論等も踏まえ、次回基準改定において対応することとなった。以下では、これらの項目についてその概要を解説する。

# ①娯楽作品原本の総固定資本形成としての記録、著作権 等サービスの計上

2008SNA では、固定資産の内訳として「知的財産生産物」を含め、その内訳として「娯楽作品・文学・芸術

<sup>8</sup> 分譲戸数は「建築着工統計」(国交省)、分譲価格は「フラット 35 利用者調査」((独)住宅金融支援機構)等から推計。販売マージン比率は「産業連関構造調査(不動産業投入調査)」から推計。

<sup>9</sup> 建設業 (建設補修分除く) の産出額は、全額総固定資本形成として計上される。

<sup>10</sup> こうした乖離の縮小については、統計委員会国民経済計算体系的整備部会において、「建設総合統計」の精度向上に向けた議論が行われ、 本年6月に「建設総合統計」の結果の遡及改定が行われた。

<sup>11「</sup>建設投資見通し」(国土交通省)において、「建設投資額」の実績値が公表される。

<sup>12 2017</sup>年については、国土交通省が公表している「建設投資額(見込み値)」を使用。

作品の原本」を含めるとされている。

そのため、次回基準改定では、国際基準対応の一環として、①映画原本、②テレビ番組原本、③音楽原本、④書籍原本、を新たに総固定資本形成としての記録の対象とし、OECD ハンドブックで推奨されている手法を参考に、「コスト積上げ方式」又は「ロイヤリティ方式」で計測を行う。

娯楽作品等原本を総固定資本形成として記録する対応 に伴い、この生産資産(著作権)の使用に対する支払い を新たに「著作権等サービス」というサービスの1つで あると整理し、当該サービスの産出額を計上する<sup>13</sup>。

こうした対応による名目 GDP への影響をみると、娯楽作品原本については、上記の手法により計測した金額を総固定資本形成に計上する。著作権等サービスの輸出入については、「国際収支統計」(財務省・日本銀行)の「著作権等使用料」に計上されるが、これについては、国内での需要先が中間消費となるため、純輸出分が影響することになる。

また、娯楽作品原本の固定資産や減耗の計測にあたっては、他の固定資産と同様、定率法の下、恒久棚卸法 (PIM) により推計する。償却率については、OECD ハンドブックで推奨されている平均使用年数を参考に、映画・テレビ番組・音楽・書籍ともに、平均使用年数 10 年を想定して設定する。

# ②リース区分(フィナンシャルリース / オペレーティン グリース)に応じた記録 <sup>14</sup>

2008SNAでは、固定資産のリース取引について、以下のとおり整理されている。

- ・「フィナンシャルリース (FL)」の対象となる資産: 法的所有権は貸手であるものの、経済的所有権が借手 に移転しているため、借手の資産として記録(※例え ば、建設用機械、産業用機械等)
- ・「オペレーティングリース (OL)」の対象となる資産: 法的所有権・経済的所有権ともに貸手であり、貸手の 資産として記録 (※例えば、自動車、航空機等)

しかしながら、基礎資料の制約から、現行基準 JSNAでは、基本的には法的所有者である貸手(物品賃貸業)に帰属させ、OLとみなすように処理しており、2008 SNAに沿った FL/OLを区別した記録とはなっておらず、

「公的統計の整備に関する基本的な計画」(2018年3月 閣議決定)において、次回基準改定において対応が求め られていた。

そのため、次回基準改定では、JSNA においても 2008SNA に沿った、リース区分(FL/OL)に応じた記録を行う予定である。この際、FL については、サービスを提供する主体を全て金融機関として整理し、業界データ等を用いて、新たに FISIM 産出額を推計して記録する。また、FL により取得した固定資産については、資産を取得した各産業に帰属させる処理を行う。これにより現行基準では物品賃貸業に計上されていた資産が、資産を取得した各産業に記録されるようなり、生産性分析を行うユーザーにとって、より精度の高い統計が利用可能になると考えられる。

なお、新たに産出額を記録する FL に関する FISIM 及び OL は中間消費となるため、この記録の変更によって 名目 GDP に影響は生じない。

## (4) 経済活動の適切な把握に向けた推計方法の改善

上述の基礎統計の反映、国際基準 (2008SNA) への対応以外に、次回基準改定では経済活動の適切な把握に向けた推計方法の改善もあわせて実施する。

具体的には、近年、訪日外国人の増加や住宅宿泊事業法の施行(2018年6月)もあり、利用拡大が進んでいる住宅宿泊事業(いわゆる民泊)について計測を行う<sup>15</sup>。記録の対象は、住宅宿泊事業法及び国家戦略特区法に基づき行われる住宅宿泊事業として、住宅宿泊事業法の宿泊実績、訪日外国人消費動向調査等から、産出額の推計を行い反映する。

こうした対応による名目 GDP への影響をみると、国家戦略特区法に基づく住宅宿泊事業は 2016 年 1 月以降、住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業は 2018 年 6 月以降に行われているものであり、2015 年以前の名目 GDP に影響を与えない。

## (5) 分類の変更

現行基準では消費目的分類が COICOP1999 に準拠しているが、国連で最新の基準となる COICOP2018 が策定されたことを受け、次回基準改定では国際比較可能性の向上を目的として、COICOP2018 の大分類に対応して、消費目的分類の組替を行う。

<sup>13</sup> 現行 2011 年 (平成 23 年) 基準では、著作権を無形非生産資産として扱い、その使用料を財産所得の受払いと位置付けて記録している。

<sup>14</sup> 本事項については、茂野 (2020) も参照。

<sup>15</sup> 本事項については、小池 (2020) も参照。

これにより、保険・金融サービスに関する大分類が新たに創設され、大分類は12項目から13項目に変更される。

## 3. 基準年(2015年)名目GDPの改定状況

前節で述べたように、本年末に予定している 2015年

(平成27年) 基準改定では、「平成27年(2015年)産業連関表」の反映によるRR工事の総固定資本形成への計上をはじめ、様々な変更が予定されている。本節では、2015年(平成27年)基準改定に際して、名目GDPの水準がどの程度変化するのか、という点について、新たな基準年となる2015年(平成27年)暦年を対象に概観する。なお、ここで紹介する計数は、2020年11月時点

図表 5 2015 年 (平成 27 年) 基準改定による名目 GDP 水準への影響① (要因別) -基準年 (2015 (平成 27) 暦年) -

	兆円	改定前 GDP 比(%)	影響がある 主な需要項目
改定後(2015 年基準): 2015 年名目 GDP	538.0	101.3	_
改定前(2011 年基準): 2015 年名目 GDP	531.3	100.0	_
改定差	6.7	1.3	_
<産業連関表等の基礎統計の反映による変更>			_
① 改装・改修 (リフォーム・リニューアル工事) の計上 (従来は中間消費)	7.5	1.4	民間住宅・民間企業設備
②分譲住宅の販売マージン・非住宅不動産の売買 仲介手数料 (新たに捕捉)	2.1	0.4	民間住宅・民間企業設備
③建設業産出額の修正 (「産業連関表」の反映)	-3.5	-0.6	民間企業設備
④住宅賃貸料の修正 (「住宅・土地統計」の反映)	-0.4	-0.1	民間最終消費支出
⑤上記③④以外の修正 (「産業連関表」の反映等)	0.8	0.2	
< 国際基準(2008SNA)への対応 >			
⑥娯楽作品原本の計上 (新たに捕捉)	0.9	0.2	民間企業設備
⑦著作権等サービスの計上 (従来は財産所得)	-0.8	-0.1	輸出入
<経済活動の適切な把握に向けた推計方法の改善>			
⑧住宅宿泊事業の計上 (新たに捕捉)	0.0	0.0	民間最終消費支出

<sup>(</sup>注1) 現時点の暫定値であり、本年末の基準改定公表までに変更がありうる。また、あくまで2015年への影響であり、影響・ 要因は年によって異なる。

図表 6 2015 年 (平成 27 年) 基準改定による名目 GDP 水準への影響① (需要項目別) -基準年 (2015 (平成 27) 暦年) -

		改定前(兆円) 【2011 年基準】	改定後(兆円) 【2015 年基準】	改定差(兆円)	改定前 GDP 比 (%)
国	内総生産(GDP)	531.3	538.0	6.7	1.3
	民間最終消費支出	300.6	300.1	- 0.5	- 0.1
	民間住宅	15.9	20.3	4.4	0.8
	民間企業設備	83.3	87.3	4.0	0.7
	民間在庫変動	1.2	1.1	- 0.1	- 0.0
	政府最終消費支出	105.3	105.5	0.3	0.0
	公的固定資本形成	27.1	26.7	- 0.4	- 0.1
	公的在庫変動	0.1	- 0.0	- 0.1	- 0.0
	財貨・サービスの純輸出	- 2.2	- 3.0	- 0.8	- 0.1
	(再掲) 総固定資本形成	126.4	134.4	8.0	1.5

<sup>(</sup>注1) 現時点の暫定値であり、本年末の基準改定公表までに変更がありうる。また、あくまで2015年への影響であり、影響・要因は年によって異なる。

<sup>(</sup>注2) 支出側の名目 GDP として評価。つまり、改定前 GDP は、2011 年基準における 2015 暦年の名目 GDP (支出側)。

<sup>(</sup>注2) 総固定資本形成は、民間住宅、民間企業設備、公的固定資本形成の合計。

の暫定的な推計値であり、本年 12 月に公表する時点で、 精査の結果として変更がありうることに留意する必要が ある。

まず、名目 GDP (支出側) の 2015 年暦年の水準は、現行 2011 年 (平成 23 年) 基準の 531.3 兆円から、2015 年 (平成 27 年) 基準改定により +6.7 兆円改定され、538.0 兆円となる見込みである (改定前 GDP に対する比率は 1.3%)。

この改定要因について詳細にみると、「平成27年(2015 年)産業連関表」をはじめとする基礎統計の反映が大き な改定要因となっている。その内訳は、従来は中間消費 として記録していた RR 工事の総固定資本形成としての 記録により+7.5 兆円(改定前 GDP 比+1.4%)、不動産 分野の推計精度向上としての分譲住宅の販売マージン・ 非住宅不動産の売買仲介手数料の捕捉により+2.1 兆円 (改定前 GDP 比+0.4%)、建設業の産出額のベンチマー クの変更により ▲ 3.5 兆円 (改定前 GDP 比▲ 0.6%)、「平 成30年(2018年)住宅・土地統計」の反映による住宅 賃貸料(含む帰属家賃)の修正により▲0.4兆円(改定 前 GDP 比▲ 0.1%)、「平成 27 年 (2015 年) 産業連関表 | 等の反映によるコモディティ・フロー法における財貨・ サービス別産出額や各需要項目への配分比率の変更等に よる影響が+0.8 兆円(改定前 GDP 比 0.2%)となって いる。

次に、国際基準(2008SNA)への対応への影響をみると、娯楽作品原本の総固定資本形成への計上については+0.9 兆円(改定前 GDP 比+0.2%)となる。同時に計上を開始する著作権等サービスについては、上述のとおり国内での需要先が中間消費となるため、純輸出分が影響することになる。2015 年でみれば輸入超過となっており、支出面でみれば▲0.8 兆円(改定前 GDP 比▲0.1%)の影響となる。そのため、娯楽作品等原本及び著作権等サービスの記録を合計したネットでの基準年 GDP への影響は改定前 GDP 比 0.03%程度となる。

住宅宿泊事業については、上述のとおり、国家戦略特 区法に基づく住宅宿泊事業は2016年1月以降、住宅宿 泊事業法に基づく住宅宿泊事業は2018年6月以降に行 われているものであり、2015年以前の名目GDPに影響 を与えない。

次に、名目 GDP(支出側)について、2015 暦年における主な需要項目毎に改定状況を示したものが図表6である。具体的にみると、民間最終消費支出については▲ 0.5 兆円の改定となっている。これは主に「平成30年(2018年)住宅・土地統計」の取込みにより住宅賃貸料(含む帰属家賃)が下方改定されてことが影響している。民

間住宅については+4.4 兆円の改定となっているが、これは RR 工事及び分譲住宅の販売マージンの計上が影響している。民間企業設備は+4.0 兆円の改定となっており、RR 工事、非住宅不動産売買仲介手数料及び娯楽作品原本の計上による増加要因がある一方で、「平成 27 年(2015 年)産業連関表」の反映によって建設部門の産出額が修正されるという減少要因があり、差し引きとしてこうした改定幅の姿となっている。財貨・サービスの純輸出については▲ 0.8 兆円の改定となっておりこれは専ら、著作権等サービスの取扱いの変更による影響となっている。

## 4. まとめ

以上では、JSNAの次回基準改定の概要として、「平成27年(2015年)産業連関表」の反映や国際基準(2008SNA)への対応による変更事項を中心に解説を行うとともに、基準改定のイメージとして、基準年(2015暦年)に見込まれる名目 GDP 水準の改定幅やその要因等(現時点での暫定値)について簡単に紹介した。

経済活動の変化に伴い、より適切に経済実態を反映するため JSNA も基準改定という機を捉えて様々な改定を行う必要が生じている。内閣府経済社会総合研究所では、本年末以降新基準による結果公表に向け、引き続き推計作業を進めるとともに、改定内容について本稿等も活用しながら統計利用者への適切なコミュニケーションに努めてまいりたい。

# 【参考文献】

茂野正史(2020)「リース区分に係る 2008SNA 勧告への対応 に向けて」、『季刊国民経済計算』第 166 号

小池健太 (2020)「民泊サービスの計測  $\sim$  SNA における基準 改定 (2015 年基準)  $\sim$ の対応 $\sim$ 」、『季刊国民経済計算』 第 166 号